



平成17年秋の叙勲・表彰で、次の方々が受章の栄誉に輝きました。

**旭日双光章**



関金吾さん  
(大曾根)

長年にわたり、八潮市議会議員およびスポーツ振興、青少年育成に携わり、地方自治の発展に尽力されるとともに、住民福祉の向上と市政の発展に多大な貢献をされました。

**瑞宝双光章**



川政勲さん  
(緑町二丁目)

長年にわたり、更生援護施設に従事し、障害を持った方々の社会支援や生活訓練を行い、社会復帰についての支援を行うとともに、福祉行政に多大な貢献をされました。

**埼玉県更生保護大会  
法務大臣表彰**



渋谷茂さん  
(八潮一丁目)

保護司として、長年にわたり、職務に精励し、犯罪予防活動や社会秩序の維持に尽力された功績が認められ、法務大臣から表彰されました。

**関東信越国税局長賞**



相田かなえさん  
(八潮中学校1年)

「税金で みんなの町が いきいきと」(受賞作品)「税に関する標語」11月17日、八潮メセナで「税に関する標語・作文」入選者表彰式が行われました。市内中学校生徒の皆さんの中から「税に関する標語」で26人、「税についての作文」で10人が表彰されました。

**産業功労  
埼玉県知事表彰**



高橋賢蔵さん  
(坂)

八潮市農業委員として、長年にわたり、農業行政の振興発展に尽力されるとともに、地域の特性を活かした都市型農業の確立に努め、農業と都市が共存できる地域づくりに大きく貢献された功績が認められ、埼玉県知事から表彰されました。

**埼玉県社会福祉大会  
埼玉県知事表彰**

次の方々は、民生委員・児童委員として、長年にわたり地域の福祉向上に尽力された功績が認められ、埼玉県知事から表彰されました。



白石幸枝さん  
(八條)



石田八重子さん  
(中央三丁目)



小幡幸代さん  
(緑町五丁目)



塚平弘子さん  
(柳之宮)

(社)ガールスカウト日本連盟埼玉県第27団は、共同募金活動奉仕団体として、率先して活動し、その功績が認められ、埼玉県知事から表彰されました。



団委員長  
山田洋子さん



藤波彰氏

**八潮市名誉市民に  
藤波彰氏**



市民生活の向上や社会文化の進展など、市に多大な貢献をされてきました前市長の藤波彰氏に、八潮市名誉市民の称号が贈られ、11月20日に八潮メセナで名誉市民顕彰式が行われました。

顕彰式は、全国生涯学習まちづくりフォーラムの式典の中で執り行われ、約300人の方々が参加されました。

多田市長からは、藤波氏が市政発展のために尽力された功績や名誉市民に選ばれた経緯が紹介され、「今後も八潮市の更なる発展のためにご指導をいただきたい」とのあいさつがあり、また、来賓を

代表して渋谷市議会議員、大山県議会議員、鈴木名誉市民から温かい祝辞が贈られました。

八潮市の名誉市民は、平成3年度に授与された鈴木泰治氏に続いて2人目となります。

**顕彰者紹介**

〔生年月日〕昭和13年4月20日

〔住所〕八潮市大字南後谷763番地

〔主要経歴〕昭和56年9月から市議会議員、平成元年7月から八潮市長に就任され、以後3期12年の長きにわたり卓越した識見と優れた行政手腕および指導力により、生涯学習によるまちづくり、つくばエクスプレスの導入を始め、市政の進展と公共の福祉の振興に尽力されました。

〔受賞歴〕平成14年 埼玉県知事表彰 (地方自治功勞)

**みれあひ福祉センター**

**母子・寡婦福祉資金貸付制度**

母子家庭のお母さん・寡婦の方の経済的自立や、扶養しているお子さんの福祉増進のために、必要な資金をお貸しする制度です。

修学支度・修業・就職支度のみとなります(※)

※申請に際しては、連帯保証人が必要です。

**貸付資金の種類**

事業開始、事業継続、修学、技能習得、修業、就職支度、医療介護、生活、住宅、転宅、就学支度、結婚、特別児童扶養の各資金があります。

**申請できる方は**

- (1) 母子家庭の母
- 20歳未満のお子さんを扶養している、次のいずれかに該当する方
  - ・配偶者が死亡、または配偶者と離婚し、現に結婚していない方
  - ・配偶者の生死が不明、または配偶者から6カ月以上遺棄されている方
- 配偶者が外国にいるため、その扶養を受けられない方
- 配偶者が精神または身体の障害により長期にわたって働けない方
- 配偶者が法令により拘禁されているため、その扶養を受けられない方
- 婚姻によらないで母となり、現に結婚していない方
- (2) 父母のいない、20歳未満の児童
- (3) 寡婦かつて母子家庭の母であった方
- (4) 40歳以上の配偶者のない方であつて、母子家庭の母および寡婦以外の方
- (5) 右記(1)に該当する母子(母が借受人になるのが困難な場合)に限ります。利用できる資金は、修学・

**所得制限について**

(1) 母子家庭の母、現にお子さんを扶養している寡婦の方

前年の所得(※1月1日～5月31日までの間に申請する場合は、前々年の所得)が、扶養親族等の数に応じた限度額未満の方が対象です。

扶養親族数	限度額
1人	498万円
2人	536万円
3人	574万円
4人	612万円
5人	650万円

**貸付の申請**

申請は、市役所児童障害課で受け付けした後、埼玉県埼玉県南福祉保健総合センターにて調査・審査のうえ、決定されます。

各資金の貸付限度額、貸付期間、償還期間など、詳しくは、埼玉県南福祉保健総合センター ☎048・737・2132 に相談ください。

☎児童障害課 ☎4377